

都営住宅の入居資格

<家族向>募集の入居資格の概要

(募集申込日現在で、以下1～5のすべてが該当すること)

- 1 申込日現在、建替え予定のマンションに居住していること。
- 2 同居親族がいること。
- 3 建替え期間中の仮住居の確保が困難であり、かつ建替え後のマンションに居住することが確実な区分所有者または借家人。
- 4 所得が定められた基準内であること。
申込世帯の所得の合計が所得基準の範囲内であること。
- 5 申込者(同居親族を含む)が暴力団員でないこと
ここでいう暴力団員とは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条6号に規定する暴力団員をいいます。なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する場合があります。

<所得基準表(概算額)>

「給与収入」の欄は家族のうち、収入のある人が1人だけの場合で、その人の収入が給与である場合です。その他の場合は「所得金額」の欄をご覧ください。

「所得金額」とは、給与の源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」の欄の金額、あるいは確定申告書の所得金額の合計欄の金額(青色申告特別控除額は加算)です。年金の方は課税証明書(または非課税証明書)でご確認いただくと便利です。

家族数	一般区分		特別区分	
	給与収入(年間)	所得金額(年間)	給与収入(年間)	所得金額(年間)
2人	0円～351万円	0円～227万円	0円～436万円	0円～294万円
3人	0円～399万円	0円～265万円	0円～483万円	0円～332万円
4人	0円～447万円	0円～303万円	0円～531万円	0円～370万円
5人	0円～494万円	0円～341万円	0円～578万円	0円～408万円

【注意】

- この早見表は概算額の目安です。
- 特別区分とは、60歳以上の世帯・心身障害者を含む世帯・原子爆弾被爆者を含む世帯・海外からの引揚者を含む世帯・ハンセン病療養所入所者等を含む世帯・高校修了期までの子どもがいる世帯の方です。

＜単身者向＞募集の入居資格の概要

(募集申込日現在で、以下1～5のすべてが該当すること)

- 1 申込者が、申込日において、建替え予定のマンションに居住している単身者(原則として申込時に同居している親族がいない人)で次のいずれかに該当していること。
 - ・ 60歳以上の方(平成18年4月1日施行の法令改正により、単身者の入居資格の年齢が60歳以上に引き上げられました。なお、施行日時時点で50歳以上の方は経過措置が適用され入居資格があります。)
 - ・ 障害者基本法第2条に規定する障害者でその障害の程度が下記(1)～(3)にあてはまる方
 - (1) 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障害者
 - (2) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級～3級の障害者
 - (3) 知的障害者(愛の手帳の場合は総合判定で1度～4度)※ 手帳の交付を受けていない人は、障害の程度について公的機関の証明が必要となります。また、精神障害者及び知的障害者の人は、居住支援の状況を確認する場合があります。
 - ・ 生活保護又は「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」による支援給付受給者
 - ・ 海外からの引揚者で日本国に引き揚げた日から起算して5年を経過していない人(厚生労働省の発行する引揚証明で確認できること)
 - ・ ハンセン病療養所入所者等のうち、そのことが国立ハンセン病療養所等の長等の証明書で証明できる人
 - ・ 配偶者から暴力を受けた被害者で下記(1)～(2)にあてはまる方
 - (1) 配偶者暴力相談支援センターでの一時保護または婦人保護施設において保護を受けてから5年以内の方
 - (2) 配偶者に対し裁判所から接近禁止命令または退去命令が出されてから5年以内の方
- 2 東京都内に引き続き3年以上居住していること。
- 3 所得が定められた基準内であること。

申込者の年間所得の金額が所得基準の範囲内であること。
- 4 建替え期間中の仮住居の確保が困難であり、かつ建替え後のマンションに居住することが確実な区分所有者または借家人。
- 5 申込者が暴力団員でないこと
ここでいう暴力団員とは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条6号に規定する暴力団員をいいます。なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する場合があります。

＜所得基準表(概算額)＞ ※詳細は、家族向の所得基準表欄外をご覧ください。

一般区分		特別区分	
給与収入(年間)	所得金額(年間)	給与収入(年間)	所得金額(年間)
0円～296万円	0円～189万円	0円～388万円	0円～256万円

◆ 入居資格等の詳細については、下記までお問い合わせください。

東京都 都市整備局 住宅政策推進部 マンション課
マンション建替え支援担当(03-5320-5007)